

石見銀山世界遺産センター

IWAMI GINZAN WORLD HERITAGE CENTER

2014 年報

(平成26年度)



世界遺産 石見銀山遺跡とその文化的景観

Iwami Ginzan Silver Mine and its Cultural Landscape

あ い さ つ

「石見銀山遺跡とその文化的景観」が世界文化遺産に登録されて7周年を迎え、弊社が「石見銀山世界遺産センター他周辺施設」の指定管理業務をスタートして4年が経過しました。

世界遺産センターは、多くの来訪者が最初に訪れる施設として、石見銀山の魅力を充分にお伝えすることが重要であると考えています。エントランスホールや展示室では、遺跡の案内や照会に努めて、「世界遺産・石見銀山」としての価値を理解していただき、一度来られたお客様に「もう一度行ってみたい」と思っていたいただける様なおもてなしを課題として取り組んでまいりました。

石見交通グループは、「お客様に優しい、真心のこもった接客態度」をモットーとして、「笑顔」、「挨拶」、「清掃」、「知識」を基本に接遇の向上を図っており、お客様に感動を与え、深く理解していただけるようグループを挙げて取り組むほか、観光キャラバンやインバウドフォーラムに参加するなど、国内外の観光エージェントに対しての営業活動を積極的に行い、観光客の誘客・送客の増員も図ってまいります。

また、世界遺産センターの業務の一環である石見銀山遺跡の保存・保全については、地元企業・ボランティア団体など関係機関と連携を取りながら様々な取り組みを行ってまいります。

最後に、今年度の世界遺産センター及び大久保間歩一般公開ツアーの管理運営業務にご協力、ご支援をいただきました多くの関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成27年12月

指定管理者 石見交通株式会社
石見銀山世界遺産センター

マネージャー 高木 敏治

平成 26 年度 石見銀山世界遺産センター年報 目次

I. 石見銀山世界遺産センターの概要	
1. 業務と組織等	1
世界遺産センターの業務と組織／世界遺産センターがめざすもの	
2. 施設の概要	3
施設の配置・規模等／館内平面図／全体配置図	
3. 展示の概要	5
展示のコンセプト／展示のテーマ	
II. 管理運營業務の実施状況	
平成 26 年度の概観	7
平成 26 年度入館者等の状況／主な入館団体／誘客・広報事業／指定管理者の自主事業	
III. 教育・普及業務の概要	
体験学習イベント・定期講座の開催	19
「タケノコ採り大作戦」 part1（孟宗竹編）	
「タケノコ採り大作戦」 part2（ハチク編）	
「古文書から知る石見銀山」	
IV. 石見銀山遺跡関連事業の概要	
1. 重要伝統的建造物群保存地区保存事業	21
大森銀山地区／温泉津地区	
2. 宗岡家公開活用事業.....	23
3. 大久保間歩一般公開限定ツアー.....	24
V. 職員及び運営スタッフ	25
VI. 利用案内	26
VII. 各種資料	
1. 石見銀山遺跡に関する活動等日誌	27
2. 関連法規	30
大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例	
大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則	
大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例	
大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例施行規則	
大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例	
大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例施行規則	

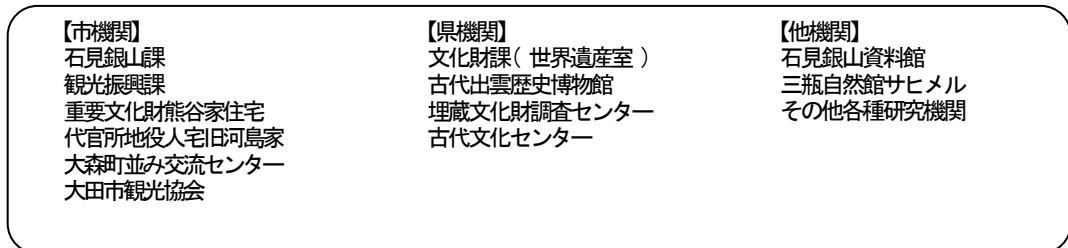
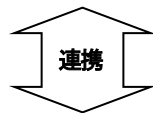
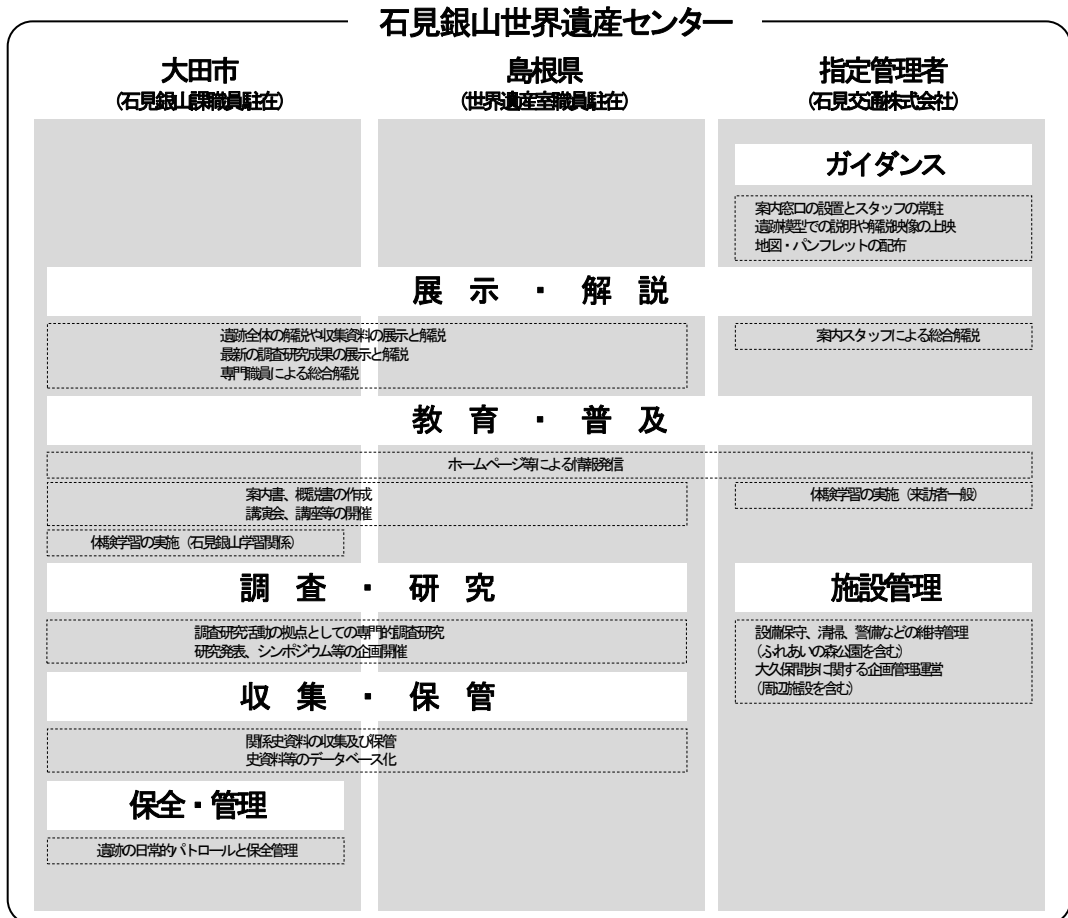
I. 石見銀山世界遺産センターの概要

1. 業務と組織等

■世界遺産センターの業務と組織

世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」全体の導入部（案内の玄関口）として、総合ガイダンスと展示解説機能を持ち、調査研究並びに遺跡の保全と管理、ユネスコの「平和と人権尊重」の精神を情報発信することなどを担う拠点施設として、専門職員及びスタッフなどが常駐しています。

1) 世界遺産センターが担う業務



■世界遺産センターがめざすもの

◇ユネスコの精神に基づき、未来へ引き継ぎます

「平和と人権尊重」の国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の精神に基づき、他の世界遺産と共に人類全体の宝である石見銀山遺跡をまもり、未来へ引き継いでいきます。

◇石見銀山の理解を助け、現地へ誘います

鉱山跡など多種多様な資産で構成され、かつ、広大な面積を有している石見銀山遺跡の全体像の理解を助けるため、適切なガイダンスを行います。そして、資産そのものである現地を歩き、見て、触れる機会を増進します。

◇調査研究を積極的に行います

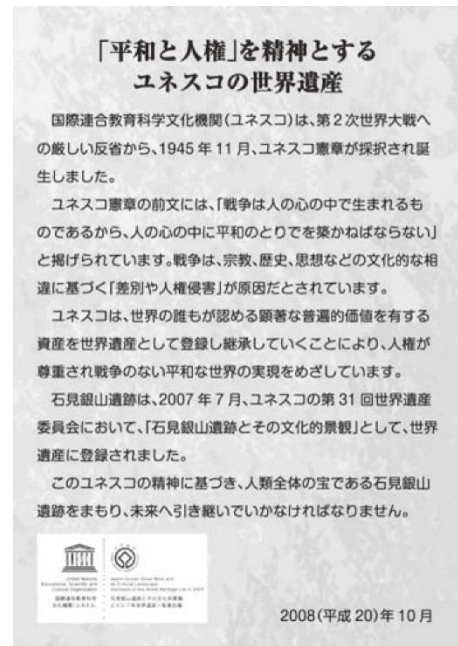
考古、文献などの人文科学分野と、科学、自然環境などの自然科学分野が密接に連携を取り合いながら総合的な調査研究を進めます。また、国内外の鉱山遺跡との比較研究などテーマ別の調査研究も行い、情報発信します。

◇遺跡の保存管理活用を継続的に行います

良好なカタチで今に伝わる資産を適切なカタチで未来へ引き継ぐために、遺跡パトロールなど日常の保全管理に努めます。同時に、継続した保全活動が実施できるよう官民協働の取り組みも促進します。また、現地資産そのものが展示物でもあり、資産の整備活用を進めます。

◇親しみのもてるセンターとします

現地施設と連携を密にし、地域住民が誇りを持ち、学校教育や生涯学習の場として、観光客を含め何度でも来館したくなるような交流拠点とします。また、現地説明会や体験学習、講座や講演会などを定期的に開催し、親しみが持てる地域に開かれた運営を目指します。



▲ユネスコ憲章と世界遺産パネル

2. 施設の概要

■施設の配置・規模等

①所在 島根県大田市大森町イ 1597 番地 3 (第3駐車場：大森町イ 1689 番地 (借地))

②用地関係

用途	面積	駐車台数など
建物敷地	4,100 m ²	
第1駐車場	5,700 m ²	普通車 95 台、身障者用 4 台、待機バス 13 台
第2駐車場	950 m ²	普通車 38 台
第3駐車場	9,800 m ²	普通車約 250 台
西側駐車場	530 m ²	職員ほか関係者用

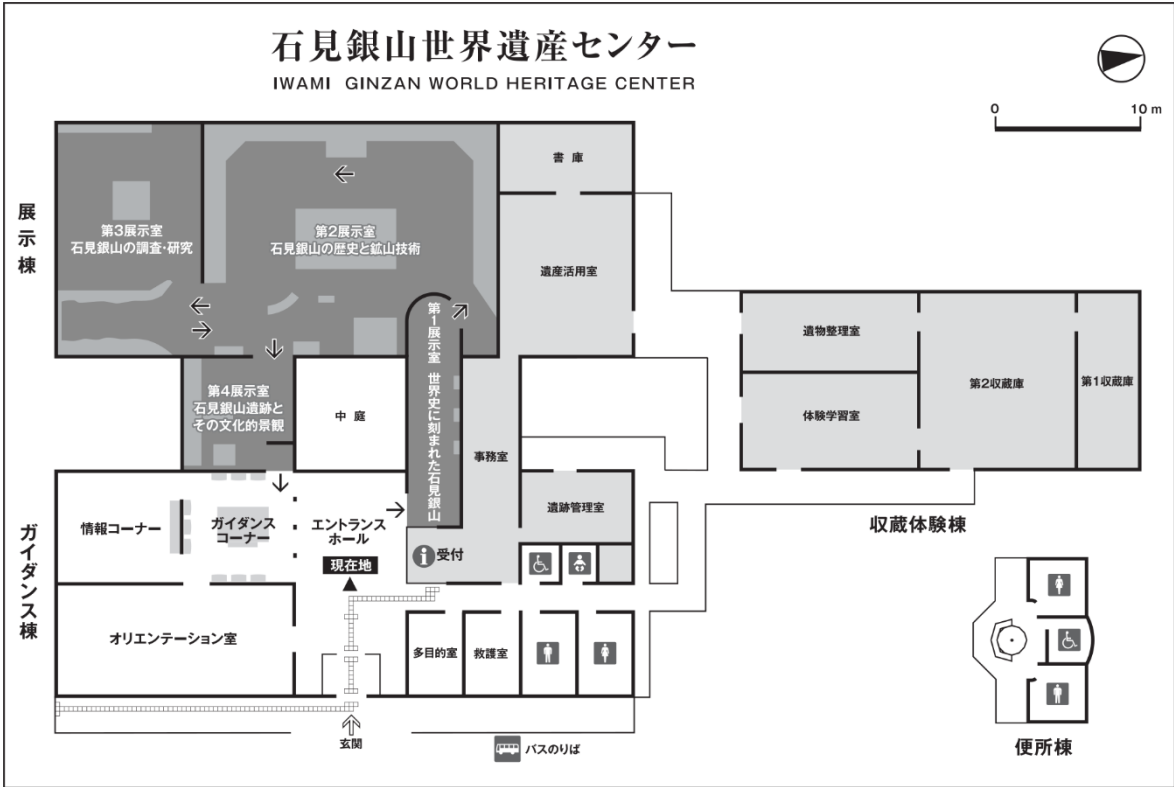
③建物関係

名称	延べ面積	構造	機能・役割
ガイドンス棟	763.47 m ²	木造瓦葺き平屋建て	ガイドンス・便益 (無料)
展示棟	720.69 m ²	R C造瓦葺き一部2階建て	展示・解説 (有料)、調査・研究、教育・普及
収蔵体験棟	477.53 m ²	R C造瓦葺き一部2階建て	体験学習、収蔵・保管
車庫 (倉庫)	33.00 m ²	木造瓦葺き平屋建て	
便所棟 (既存)	111.78 m ²	木造瓦葺き一部2階建て	

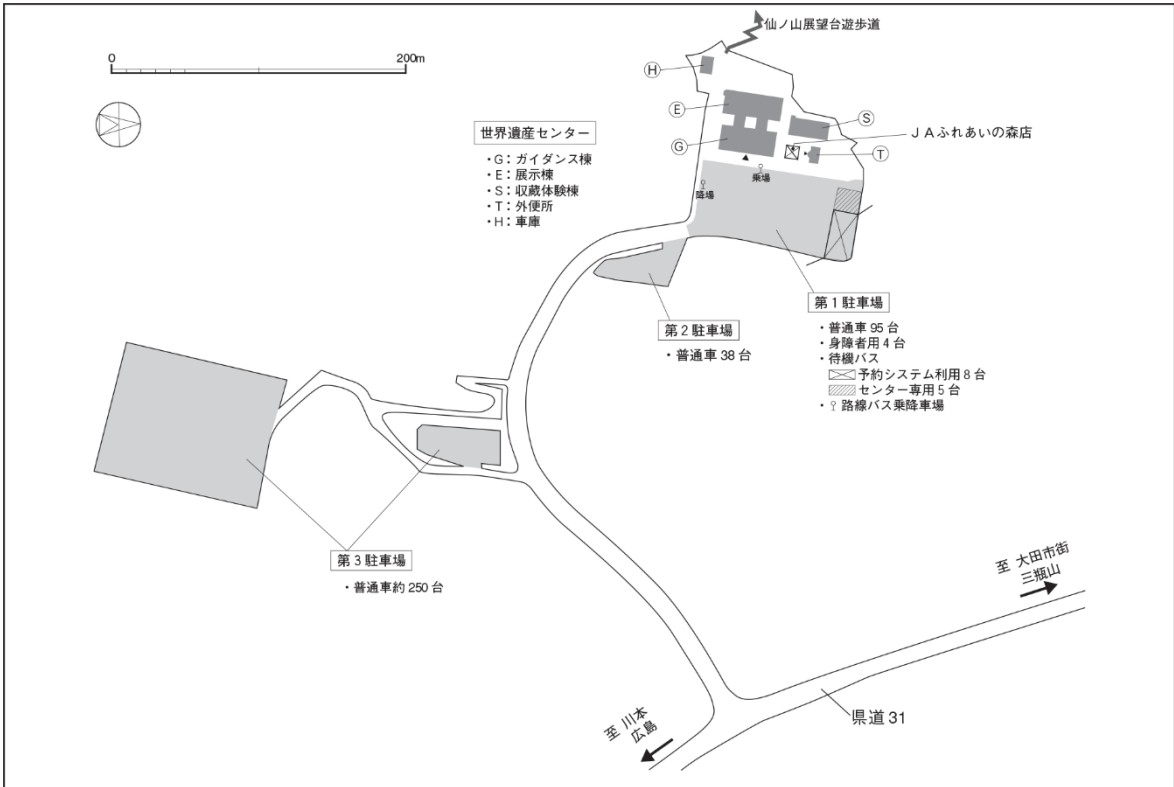


▲センター全景

■館内平面図



■全体配置図



3. 展示の概要

■展示のコンセプト

石見銀山世界遺産センターは、世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」（以下、「石見銀山」という。）のエントランス（入口）として、遺産のガイダンス（概要説明）機能を担っています。したがって、実物の歴史資料で構成される博物館や資料館とは性格が異なり、模型、映像、レプリカ、再現品を中心に構成しました。また、埋蔵文化財センターとしての機能を有しており、発掘調査により出土した遺物の展示も行っています。

■展示のテーマ

1) 無料展示室（ガイダンス棟）

石見銀山の全体像をわかりやすく理解できることを展示テーマとしています。

遺跡の広がりや構成要素の多様性を、ガイダンス職員による案内のほか、遺跡立体模型やグラフィックパネル、一般／児童向けのガイダンス映像などにより紹介しています。

棟内の情報コーナーでは、調査研究の最新成果の速報展示などの企画展示を実施しています。



▲ガイダンス棟



▲情報コーナー

2) 有料展示室（展示棟）

展示テーマは石見銀山が世界遺産に登録された「3つの価値」と、1996（平成8）年から進めてきた「石見銀山遺跡総合調査の成果」という、計4つのテーマから構成されています。

第1展示室「世界史に刻まれた鉱山遺跡－石見銀山」

石見銀山が16世紀の東西交易によって「人類の価値の重要な交流」に大きな役割を果たしたことを紹介しています。

第2展示室「石見銀山の歴史と鉱山技術」

石見銀山は、採掘から製錬の技術、支配、信仰、生活、銀の流通に至るまでの銀生産の総体を遺構として残すという、世界遺産としての「独特かつ稀な証拠」を示しています。これを①歴史②くらしと技術という2つのサブテーマで解説しています。

①石見銀山の歴史

16世紀の神屋寿禎による「銀山発見」から、大森の形成まで、映像や資料写真、復元品等で解説しています。

②石見銀山の暮らしと技術

発掘調査の成果を中心に鉱山の暮らしと技術を解説しています。

また、期間限定で「国重要文化財・辻ヶ花染丁子文道服の再現品」の公開を実施しています。

＊平成26年度の公開実績＊

第1期(4/25～5/12:18日) 第2期(6/27～8/18:53日)

第3期(9/12～11/4:54日)

年間計125日



▲第1展示室



▲第2展示室

第3展示室「総合調査の成果」

自然科学、文献、石造物、間歩、発掘調査という学術的な調査研究成果の一端を紹介しています。併せて石見銀山の地質学的な背景から鉱脈や坑道の分布などを映像、模型等で解説しています。

平成21年度からは、都市鉱山について解説するコーナーを設け、廃棄される電化製品などから希少な金属を回収・再利用している状況の展示解説を開始しています。

また、寄贈を受けた30kgの純銀インゴットを活用し、実際にこの銀の手触りや重さを感じられる形での常設展示を行っています。

第4展示室「未来に引き継ぐ石見銀山遺跡とその文化的景観」

「鉱山跡と鉱山町、街道、港と港町の総体」という石見銀山の土地利用＝文化的景観を模型、映像、パネルや歴史年表で紹介しています。



▲第3展示室



第4展示室

II. 管理運營業務の実施状況

平成 26 年度の概観

世界遺産センターの入館者数は、94,094 人で対前年比 86.1%、有料展示室観覧者数は 48,484 人で対前年比 81.7%でした。

出雲大社の大遷宮も本殿が終わり、平成 28 年 3 月までとはいえ、お客様のニーズは他方面に向いており、来館者数は減少傾向にある。

来訪者が路線バスに乗り換え、町並み保存地区へ向う「パーク&ライド」による「歩く観光」も定着してきたが、全盛期の様な駐車場の混雑もなくなった。

相変わらず、観光客の方からの龍源寺間歩までの交通手段についての問い合わせが多く苦言を言われることもしばしばです。平成 26 年 7 月 1 日より貸切バスの新料金改正も拍車をかけ、団体旅行者が激減している。

しかし、平成 27 年 3 月 14 日に山陰自動車道の温泉津道路（湯里 IC～仁摩・石見銀山 IC）、山陰自動車道の浜田・三隅道路（浜田～三隅間）が開通し、3 月 22 日には中国やまなみ街道（尾道～松江線）も開通し、今後の山口方面や山陽方面等からの来訪に期待が持てそうだ。

また島根県観光情報説明会では、首都圏から名古屋、関西方面各地での商談会に参加し、海外に向けてはインバウンドフォーラムに参加、海外からの観光客への集客・PR 活動も行っています。今年度からは大田市観光キャラバンに参加、近隣各地をはじめ、関西、四国、北九州方面からの集客・PR 活動を行っています。

フェイスブックでセンターの様子、講座のお知らせ、イベント情報や体験メニューの紹介、ボランティア活動などを公開し、情報発信に活用しています。

今後も、リピーターとして何度でもお越しいただける石見銀山を目指し、地元の方々をはじめ石見銀山関連施設や観光分野との連携をはかりながら、魅力的な情報発信を継続してまいります。

■平成26年度入館者の状況

総入館者=94,094人（プレオープンからの累計=1,049,894人 フルオープンからの累計=814,520人）
 展示室観覧者=48,484人（フルオープンからの累計=376,506人）
 展示観覧料収入=12,626,800円

【入館者数・展示観覧者数】 *1 平成21年4月1日から外国人の展示室観覧割引制度を開始

（単位：人、％）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入館者	7,897	12,502	6,561	8,545	16,196	10,075	9,093	9,795	2,683	1,919	2,282	6,546	94,094
展示室観覧者	3,509	5,880	3,530	4,762	8,771	5,070	5,036	4,679	1,698	1,088	1,240	3,221	48,484
有料観覧者	3,416	5,742	3,395	4,056	8,636	4,889	4,190	4,366	1,621	1,040	1,222	3,082	45,655
一般	2,038	3,326	1,878	2,331	5,382	2,676	2,500	2,891	1,025	623	767	1,726	27,163
大人	1,949	3,186	1,851	2,177	4,582	2,632	2,449	2,825	979	597	747	1,619	25,593
小中学生	89	140	27	154	800	44	51	66	46	26	20	107	1,570
団体	99	205	522	123	41	438	407	504	160	31	0	99	2,629
大人	95	205	522	80	41	438	372	504	160	31	0	83	2,531
小中学生	4	0	0	43	0	0	35	0	0	0	0	16	98
その他割引利用	657	1,059	529	852	2,028	894	659	920	301	269	294	727	9,189
大人	619	967	520	750	1,627	856	641	879	282	248	281	646	8,316
小中学生	38	92	9	102	401	38	18	41	19	21	13	81	873
共通チケット利用	559	1,051	412	621	1,104	752	564	19	60	101	136	465	5,844
大人	542	995	410	585	966	749	561	19	53	93	134	436	5,543
小中学生	17	56	2	36	138	3	3	0	7	8	2	29	301
外国人割引者 *1	63	101	54	129	81	129	60	32	75	16	25	65	830
無料観覧者	93	138	135	706	135	181	846	313	77	48	18	139	2,829
大人	76	133	109	116	107	109	353	165	75	45	17	71	1,376
小中学生	17	5	26	421	28	72	230	148	2	3	1	68	1,021

（単位：人、％）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入館者	H26年度	7,897	12,502	6,561	8,545	16,196	10,075	9,093	9,795	2,683	1,919	2,282	6,546	94,094
	H25年度	8,014	12,983	8,059	10,311	17,291	11,042	11,578	11,787	4,348	3,135	2,638	8,112	109,298
	対前年度比	98.5%	96.3%	81.4%	82.9%	93.7%	91.2%	78.5%	83.1%	61.7%	61.2%	86.5%	80.7%	86.1%
展示室観覧者	H26年度	3,509	5,880	3,530	4,762	8,771	5,070	5,036	4,679	1,698	1,088	1,240	3,221	53,004
	H25年度	4,055	6,523	4,278	6,216	10,418	5,580	6,168	6,319	2,661	1,788	1,469	3,901	53,004
	対前年度比	86.5%	90.1%	82.5%	76.6%	84.2%	90.9%	81.6%	74.0%	63.8%	60.9%	84.4%	82.6%	100.0%

【展示室観覧料収入】

（単位：千円、％）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H26年度	944	1,600	965	1,090	2,256	1,372	1,192	1,232	446	351	348	832	12,627
H25年度	1,151	1,817	1,191	1,550	2,731	1,536	1,503	1,703	722	492	388	1,015	15,799
対前年度比	82.0%	88.1%	81.0%	70.3%	82.6%	89.3%	79.3%	72.3%	61.8%	71.3%	89.8%	82.0%	79.9%

《参考：外国人割引者》

地域別	H26	H21/4 から累計
東ヨーロッパ	5	84
西ヨーロッパ	62	349
北アメリカ	62	400
中南米	3	27
オセアニア	35	123
東アジア	605	1,636
東南アジア	37	240
南アジア・中央アジア	6	32
中東・アフリカ	4	31
国籍不明	0	12
計	819	2,934

※平成23年6月1日より「石見銀山4館共通チケット」販売開始

■石見銀山4館共通チケットとは

石見銀山有料4施設で使えるお得な割引チケット。対象施設は「石見銀山世界遺産センター」「石見銀山資料館」「重要文化財熊谷家住宅」及び「代官所地役人旧河島家」の4施設。チケットは対象施設にて販売。

※平成21年4月25日より電子マネー「石見銀山WAON」サービスイン

■石見銀山WAONとは

大田市観光協会とイオン株式会社（千葉県）が業務提携し、イオンの電子マネー「WAON」に石見銀山遺跡をデザインし「石見銀山WAON」を発行。世界遺産センターなどの有料施設等（8カ所）での支払い時に割引金額で利用できるとともに、その売上金の一部が「石見銀山基金」に寄付され、石見銀山遺跡の保全に活用されます。

■主な入館団体（平成26年度）

★取材・撮影 ※視察

年	月	日	団体名	都道府県	年	月	日	団体名	都道府県
26	4	1	大月鉄工	北海道	26	6	22	大館ファーム3班	秋田県
	4	9	長谷0406	台湾		7	2	※石川県 視察	石川県
	4	10	不動寺 春の巡拝	北海道		7	5	読谷村農業委員会	沖縄県
	4	10	札幌東らいらっく会	北海道		7	6	県商46期同期会	島根県
	4	13	※別子銅山文化遺産課、新居浜市長ほか視察	愛媛県		7	7	矢祭町農業委員会	福島県
	4	15	舞阪町養かき組合	静岡県		7	8	山友会	宮城県
	4	15	チーム神奈川	神奈川県		7	12	出雲子供会	島根県
	4	17	アデレード訪日団	オーストラリア		7	13	清水町自治会	島根県
	4	20	広島県日本歯科大学校友会	広島県		7	14	朝来市議会	島根県・兵庫県
	4	23	西武わくわく会	埼玉県		7	14	可楽071306CI4	台湾
	4	25	JAおいらせ役員研究会	青森県		7	19	島根大学国際交流センター	島根県
	4	26	★「じゃらん」取材			7	19	観光ナビ運用開始セレモニー	島根県
26	5	5	三越の旅 ロイヤル			7	20	北陸重機株式会社	石川県
	5	12	小田原青色申告会	神奈川県		7	25	※全国景観会議	島根県
	5	13	LION旅行社	台湾		7	25	セイザンFC	山口県
	5	14	協益旅行	台湾		7	27	おおい歴史を学ぶ会	大分県
	5	14	太宰府天満宮氏子会	福岡県		7	30	※山形県議会	山形県
	5	14	★BSフジ取材(灰吹き等体験)			7	30	金光学園	岡山県
	5	15	新湯交通の旅「くれよん」	新潟県		7	30	(宗)新生佛教々団	山口県
	5	18	小田原青色申告会	神奈川県	26	8	1	大田市山村留学センター	島根県
	5	19	小田原青色申告会	神奈川県		8	2	スタジオ陶夢	東京都
	5	20	小田原青色申告会	神奈川県		8	3	サンセイ(台湾)	台湾
	5	23	小田原青色申告会	神奈川県		8	4	※群馬県議会	群馬県
	5	25	小田原青色申告会	神奈川県		8	4	★情報誌「スマイルアップ」撮影	香川県
	5	25	大田市政策企画部情報企画課	島根県・広島県		8	7	邑南町教育委員会	島根県
	5	30	曹洞宗梅花流平成26年度全国大会	佐賀県		8	27	汎佳旅行社(台湾)FC-0826	台湾
26	6	1	小田原青色申告会	神奈川県		8	31	多摩美術大学アーカイブ設計ゼミ	東京都
	6	1	広島市皆実町内会	広島県	26	9	4	いすゞグリーン会	
	6	2	小田原青色申告会	神奈川県		9	5	関東中央部会(ジェイマンズ株)	
	6	2	中部土木 1班	愛知県		9	6	※日本旅行 視察	
	6	4	静岡市議会自民党市議団	静岡県		9	9	喜鴻旅行社(台湾)	台湾
	6	4	エクセル・コミュニティー	東京都		9	9	法政大学日本文学科	埼玉県
	6	4	長崎県漁場整備開発協会	長崎県		9	11	※インバウンドフォーラム海外旅行社 視察	韓国・中国・台湾
	6	4	小田急旅行会	神奈川県		9	11	※参議院行政監視委員会	
	6	5	小田原青色申告会	神奈川県		9	14	★内閣府政府広報「Hilight JAPAN11月号」	
	6	6	福岡ゼロックス会オーナー会	福岡県		9	17	四季の旅	
	6	7	秋田電気工事	石川県		9	17	ブライトスプーン(韓国)	韓国
	6	8	第3回石見銀山研究会	島根県		9	18	日当川会	鹿児島県
	6	8	小田原青色申告会	神奈川県		9	18	新潟県トラック協会 新津支部	新潟県
	6	8	大館ファーム1班	秋田県		9	18	※世界遺産フォーラムin石見銀山 講師現地視察	
	6	10	町田政経同志会	東京都		9	20	(株)シバオ(平野瓦様)	岡山県
	6	11	小田原青色申告会	神奈川県		9	21	石見銀山三日籠り	
	6	14	出来島北親会	新潟県		9	21	浜田市母子連合会	島根県
	6	14	LION14JY612CIH	台湾		9	22	大阪大学劇団六風館	大阪府
	6	15	小田原青色申告会	神奈川県		9	25	県・文化国際課(県内ALT・国際交流員レクチャー)	島根県
	6	15	大館ファーム2班	秋田県		9	26	越智商工会女性部	愛媛県
	6	15	三次市有害鳥獣駆除対策協議会	広島県		9	28	木屋瀬地区小地区公民館協議会	福岡県
	6	16	小田原青色申告会	神奈川県		9	29	3つの世界遺産と出雲大社	大阪府
	6	16	中部土木 2班	愛知県		9	29	境婦人会	鳥取県
	6	19	山陰・山陽スマート観光プロジェクト体験バスツアー	島根県・広島県		9	30	飛鳥II(郵船クルーズ)	神奈川県
	6	21	あゆみの里	島根県	26	10	1	※SMITラベル 視察	

■主な入館団体（平成26年度）

★取材・撮影 ※視察

年	月	日	団体名	都道府県	年	月	日	団体名	都道府県
26	10	2	勝山会	長崎県	26	11	12	如水地区自治委員会	
	10	2	神崎郵政OBの会	兵庫県		11	13	山陰山陽歴史神話紀行	岐阜県
	10	3	※プレジデントオブアジア パシフィックトラベル			11	13	※カナダメディア・旅行社 視察	
	10	3	西鉄旅行 日本一周バスツアー			11	13	60090ツアー	北海道
	10	7	正覚寺役員会	三重県		11	14	浜田教育事務所社会教育スタッフ会議	島根県
	10	7	固定資産評価審査委員会	島根県・鳥取県		11	15	灘分コミュニティセンター	島根県
	10	7	※津和野町伝建	島根県		11	15	株式会社 しんきんリース	
	10	8	旭学区公衆衛生推進委員会	広島県		11	15	ITI親和会	
	10	8	可楽(カラク)1006(台湾)	台湾		11	18	★台湾人ブロガー	
	10	8	2014道想会	北海道		11	20	道後温泉・石見銀山と出雲大社	北海道
	10	9	※JALパック			11	21	島根県高等学校地歴公民科教育研究協議会	
	10	9	山陰山陽歴史神話紀行	岐阜県		11	22	島根県歴史教育者協議会	島根県
	10	9	島根県立大学	島根県		11	22	沖縄県商工会連合会	沖縄県
	10	10	浜田市津摩寿会	島根県		11	23	日本展示学会	
	10	10	★TSSプロダクション	広島県		11	23	島根県歴史教育者協議会	島根県
	10	11	飯南町文化協会	島根県		11	26	JA常陸大宮地区	茨城県
	10	11	熊本県建築協会	熊本県		11	27	更生保護女性連盟	高知県
	10	14	ふれあいサロン(佐田)	島根県		11	27	ランドロームジャパン	茨城県
	10	16	愛知県遊技場商品販売協同組合招待旅行	愛知県		11	27	越智町議会	高知県
	10	17	デイセンターこだま	広島県	26	12	2	★タイ・テレビ番組撮影	タイ
	10	18	ひまわり観光			12	2	種松山西園地公園管理組合	岡山県
	10	18	※読売旅行	大阪府		12	3	ランドロームジャパン	茨城県
	10	18	建親会			12	4	教證寺	山口県
	10	19	※Tis日本旅行	広島県		12	6	島根大学総合理工学部	島根県
	10	19	坪島総合建設			12	7	ランドロームジャパン	茨城県
	10	21	法泉寺仏教壮年会			12	8	直江コミュニティセンター	島根県
	10	22	瑞祥院 本山参拝 北陸2014	北海道		12	10	山水旅行社(台湾)	台湾
	10	22	第18区民生児童委員会	広島県		12	13	※韓国旅行社 視察	韓国
	10	22	1020旅物語			12	13	今治育成園	愛媛県
	10	23	平成26年度全国わさび品評会	岩手県		12	17	※SMITラベル(タイ) 視察	タイ
	10	26	茨城県西部地区下要部会	茨城県		12	21	長谷1219	台湾
	10	27	旅物語 3つの世界遺産と出雲大社		27	1	20	JA土佐くろしお役員研修	高知県
	10	30	石見銀山と出雲大社4日間	北海道		1	23	大田市文化財保護審査会	島根県
	10	31	農協観光 淡路	兵庫県		1	23	※石見銀山遺跡調査整備活用委員会	島根県
	10	31	くにびき学園社会文化科2年	島根県		1	24	銀山基金審査会	島根県
26	11	1	田川市主催講演会			1	28	さんべ荘 社員研修	島根県
	11	3	これがほんとの日本一周!		27	2	8	富士林トラック運送事業協同組合	大阪府
	11	4	勝賢寺門徒役員親睦旅行(仏婦聞法旅行)	山口県		2	13	★家の光協会出版「家の光5月号」取材	島根県
	11	4	深川地区自治会連合会			2	14	石見銀山地質研究会	島根県
	11	5	高尾野民生委員・児童委員協議会	鹿児島県		2	15	ASABA社員旅行2014	東京都
	11	6	※富山県市町村総合事務組合 視察	富山県		2	18	島根県立大学	島根県
	11	7	十勝地区森林組合	北海道		2	19	JA佐賀麓支所 生産組合長	佐賀県
	11	8	株式会社 共栄建設工業			2	25	大和桜会	大阪府
	11	9	あすなろ会			2	28	上富良野建設協会	北海道
	11	9	隠岐支庁県民局地域振興課、人権推進課	島根県	27	3	5	東部高等技術校(出雲)	島根県
	11	10	順正寺			3	7	播境のまちづくりを考える会	福岡県
	11	11	弓ヶ浜会	鳥取県		3	10	秋田県太平山三吉神社	秋田県
	11	11	※群馬伊勢崎商工会 視察	群馬県		3	11	ブライトスプーン(韓国)	韓国
	11	11	千葉県神社庁 市原支部	千葉県		3	12	※松江市忌部公民館 人権学習部視察研修	島根県
	11	12	高松コミュニティセンター			3	18	※佐賀市視察	佐賀県
	11	12	十勝地区農協経営実績責任者	北海道		3	22	※金沢市議視察	石川県

■主な入館団体・学校関係（平成26年度）

年	月	日	団体名	都道府県
26	4	17	北三瓶中学校	島根県
	6	26	志学中学校	島根県
	6	28	布野中学校	
26	7	2	石川県 視察	石川県
	7	9	智辯学園 和歌山校	和歌山県
	7	9	智辯学園 奈良校	奈良県
	7	10	大田西中学校	島根県
26	8	1	大田市山村留学センター	島根県
	8	8	新居浜南高校	愛媛県
26	9	18	浜田東中学校	島根県
	9	29	仁摩小学校	島根県
26	10	1	朝波小学校	島根県
	10	8	大田二中	島根県
	10	9	庄原市山内小学校(5年生)	広島県
	10	15	五十猛小学校	島根県
	10	16	川合小学校	島根県
	10	22	長久小学校	島根県
	10	22	東京都立山崎高等学校	東京都
	10	22	長久小学校	島根県
	10	24	久手小学校	島根県
	10	29	高山小学校	島根県
26	11	4	江津市立江津東小学校 6年生	島根県
	11	12	鳥井小学校	島根県
	11	19	大田小学校	島根県
	11	20	静間小学校	島根県
	11	26	久屋小学校	島根県
	12	4	島根県立島根中央高等学校	島根県
	12	8	都立調布南高校 修学旅行視察	
27	1	5	東京大学教育学部附属 中等教育学校	東京都
	1	21	邑智中学校	島根県
27	3	6	邑智小学校4年生	島根県
	3	12	松江市忌部公民館 人権学習部 視察研修	島根県
	3	15	聖光学院中学校	神奈川県

■誘客・イベント事業

指定管理者制度4年目を迎えた世界遺産センターでは、民間の視点から誘客・宣伝に努めました。また、国内に留まらず国外へも情報発信しました。主なPR活動の概要は次のとおりです。

1) 「石見銀山7周年」

7月5、6日の2日間、世界遺産登録7周年記念を祝いイベントを行いました。

7月2日の登録記念日は展示室を無料開放しました。



▲ゆるキャラ大集合



▲浴衣でお出迎え



▲登録イベントチラシ

●「島根県民限定！大久保間歩親子ツアー」

三瓶自然館サヒメルとの共催で、大久保間歩親子ツアー（特別野外講座）を実施しました。広く島根県民に“世界遺産石見銀山”を知ってもらい、親んでもらうことを目的として、サヒメル職員がツアーガイドを務め、小学生を中心に大久保間歩のスケールと迫力を体験して頂きました。

日 時：平成26年7月5日（土） 12：00～15：00

参加料：500円/人

参加人数：14名（大人6名、小中学生8名）



▲大久保間歩親子ツアー

●「銀をさがせ」

大人も子供も夢中になる人気イベント。タライに水を張って砂を混ぜ、その中から本物の銀粒をさがし出すイベントで、銀製錬前の選鉱作業「ゆりわけ」の疑似体験ができます。実際は粉成した鉱石を水の張ったタライの中で比重選鉱し、銀を含んだ鉱石をゆり分ける作業でした。

日 時：平成26年7月5日（土） 各回10分間

10：30～ 11：30～ 13：30～ 14：30～ 15：30～

参加料：500円/人

参加人数：50名

参加賞：ガラス小瓶、JAソフトクリーム券



▲銀をさがせ

●「丁銀にさわってみよう」

島根県立古代出雲歴史博物館の協力により実現しました。専門職員の解説を聞きながら、滅多に触れることのできない本物の銀貨幣に触れ、銀の重さを体感できました。



▲丁銀にさわってみよう

●様々なイベントの様子



▲ミニコンサート



▲カルメ焼き体験



▲キラキラ鉱物展

2) 「開館7周年記念」

世界遺産センターは、ガイダンス棟・展示棟・収蔵体験棟の3つの棟から成り立った学習施設です。2007年10月にガイダンス棟を先行オープンし、その翌年10月20日に3棟フルオープンの運びとなりました。フルオープンの日を記念して有料展示室を無料開放しました。

3) 体験学習・イベント

●体験学習

指定管理者制度導入前の大田市直営時より「丁銀キーホルダーづくり」、「プラ板づくり」を体験学習として実施しています。

体験日：毎週水曜日・木曜日

時間：13時～16時

場所：エントランスホール

体験棟



▲丁銀キーホルダーづくり

●「大森ひみつ探検隊」

日時：平成26年5月24日（土） 9:30～11:30

概要：大森の町並みを散策しながら、民家の装飾や神社仏閣の敷地内にある普段気づきにくい、ちょっと変わったスポットなどをスタッフが説明しました。

参加料：500円/人

参加人数：13人



▲大森ひみつ探検隊

●早朝ウォーキング

日時：平成26年10月25日（土） 5:30～8:30

概要：早朝にセンターから展望台に登り、日の出や三瓶山、石見銀山の風景と植生観察を楽しむことで、日常をリフレッシュしました。

参加料：800円/人

参加人数：15名



▲早朝ウォーキング

●寸劇で見る「鉱山町の暮らし」

有料展示室に入室されるお客様に、センタースタッフが仮装して当時の鉱夫の暮らしぶりを分かりやすく寸劇で紹介します。

公演日：毎月1回

①11：00～ ②13：30～ （2回以上講演）



▲寸劇「鉱山町の暮らし」の一場面

4) 他施設との連携事業

●4館共通チケット

石見銀山資料館、熊谷家住宅・旧河島家、石見銀山世界遺産センターの4施設連携事業の一環として、石見銀山遺跡の歴史、文化等の教育普及にあたり相互に協力し、各施設の発展及び生涯学習の推進に寄与することを目的として共通割引チケットを作成し、平成23年6月1日より発行しています。



▲共通チケット（大人券と小人券）

●「ぎ・ん・ぶ・ら」スタンプラリー

誘客を目的とした合同イベントを島根県立古代出雲歴史博物館、島根県立三瓶自然館サヒメル、石見銀山世界遺産センターの3館で7月1日～8月31日まで開催しました。



▲スタンプラリーの用紙

●いわみぎんざん歴史体験「銀をつくる・はかる・つつむ・おさめる」

日 時：平成26年8月31日（日） 9:00～15:00

概 要：はじめにセンターで低融合金の丁銀をつくり、熊谷家住宅に行き、天秤で丁銀の重さを測った後、紙に包んで表書きと印を押します。それから石見銀山資料館で、それを税金として納め、皆済目録をもらうという模擬体験をしました。

参加費：500円/人

参加人数：7人



▲「はかる・つつむ」(熊谷家住宅)

●考古博古代体験・秋まつり

日 時：平成26年10月31日（金）～11月1日（土）

会 場：兵庫県立考古博物館（兵庫県加古郡播磨町大中1-1-1）

概 要：1日目は古代体験メニューの先進的な取り組みについて、県内外の博物館の事例報告会、施設間の連帯を強めるための情報交換を行うシンポジウムが開催されました。
2日目はフェスティバルで、当センターも水を張った砂の中から銀粒を探し出す、比重選鉱体験「銀さがし」を出展しました。

参加料：500円/回

参加人数：100人



▲銀さがし

●しまねふるさとフェア2015

日 時：平成27年1月17日（土）～18日（日）

会 場：広島県立総合体育館・広島グリーンアリーナ（広島市中区基町4番1号）

概 要：島根県・県内市町村等が主催する、毎年恒例のイベントです。

隣接県であり、県外観光客入込数の多い広島県において、島根県各地域の魅力や観光資源を紹介し、島根県と広島県のより一層の交流を図るものです。

今年は「再発見！緑の国の宝物」をテーマに上げられました。

石見銀山世界遺産センターは、内ブースで「自然の中の石見銀山遺跡」をテーマに、映像による町並みの紹介や仮装したスタッフによる遺跡ガイドを実施しました。

また外ブースでは、旧広島球場跡地で、低融合金を使った鋳造（金属を溶かして貨幣をつくること）体験「丁銀型ストラップ」づくりを開催しました。

参加料：500円/回

参加人数：199人



▲内ブース



▲外ブース

●来館者 100 万人達成記念セレモニー

平成 26 年 9 月 23 日（火）に来館者が 100 万人に達しました。100 万人目のお客様は広島市からご家族でお越しの岡島直希さん。大田市の観光キャラクター「らとちゃん」と一緒に記念のくす玉を割って、竹腰大田市長より認定書と花束、記念品が手渡されました。



▲来館者 100 万人達成

5) 誘客・広報事業

●米海兵隊岩国基地インフォメーションフェア

日 時：平成 26 年 8 月 9 日（土）11:00～14:00

概 要：隣県の山口県岩国市にある米海兵隊岩国基地内従事者（軍人及び民間人）とその家族に基地内及び基地周辺の利用施設やサービスの情報を直接提供するイベント。最近では島根県内の利用施設も少しずつ増えつつあり、センターからは「プラ板キーホルダーづくり」を実施して石見銀山をアピールしました。



▲岩国基地インフォメーションフェア

●キャラバン・商談会

島根県観光連盟、大田市観光協会、中国地域観光推進協議会のそれぞれが主催する観光情報説明会・商談会・キャラバン・インバウンドフォーラム等に積極的に参加し、エージェントに対して広報宣伝活動を実施しました。



▲キャラバン隊による商談

■指定管理者の自主事業

1) 体験メニュー

自主事業として、実寸サイズの「プレミアム丁銀」づくりが新たに加わり、丁銀づくり体験のメニューが充実しています。これは、これまでも展示室観覧者からの強い要望もあり、企画実現したものです。

本年度は消費税増税の影響もあり、体験者数が3割減となりましたが、市内外からの出張体験要請に応えるため、センターから外部施設へ向けての活動を広げていく体制を整えていこうと考えています。

体験日：毎週水曜日・木曜日

団体、出張体験は要予約

時 間：13：00～16：00

但し、当日予約は午前も可

場 所：エントランスホール・体験棟



▲プレミアム丁銀



▲出張体験の様子（馬路まちづくり）

2) 物品販売

従来どおりの『手作り丁銀キーホルダー3種類』、『展示ガイド本』に加え、『センターオリジナルノート』、『らとちゃんグッズ』をお子さんにもお求めやすい価格で販売しています。

また、石見銀山に関する書籍、写真集も取り揃えています。



▲らとちゃんグッズ

3) イベント

●「消しゴムでつくる はんこ教室」

日 時：平成26年8月9日（土） 10：00～15：00

概 要：消しゴムをカッターナイフで彫ると簡単に「はんこ」ができます。「手作りの消しゴムはんこを作って絵手紙を送りませんか」という趣旨で開催しました。

参加料：500円/人

参加人数：19人



▲手作りはんこ教室

●「消しゴムでつくる お年賀はんこ教室」

日 時：平成26年11月30日（日） 10：00～12：00
13：30～15：30

概 要：消しゴムはんこづくりの第2弾、今回は年賀状用のはんこづくりを実施しました。

参加料：500円/人

参加人数：18人



▲消しゴムはんこ作成中

●竹細工パート1「夏の竹細工～水でっぼう作り～」

『きみは標的をおとせるか!?めざせウォーターズナイパー』

日 時：平成26年8月19日（火） 10：00～12：00

場 所：収蔵体験棟及び野外

概 要：石見銀山で間伐された竹を使った夏らしい懐かしい遊びを『作る』という作業をとおして、自分たちで作った水でっぼうで、お祭りの屋台気分での落とし、夏の暑さも吹き飛ばそうという企画。参加賞として「ミニ竹トング」をプレゼントしました。

参加料：300円/人

対 象：小中学生（保護者も参加）

参加人数：15人（定員数）



▲水でっぼう作りに挑戦中！

●竹細工パート2「ミニ門松づくり」

日 時：平成26年12月6日（土） 13：30～16：00

場 所：収蔵体験棟

概 要：石見銀山より間伐された竹を利用して、好きな材料を参加者自身が選び、創作しながら飾り付けを行うことで、製作者らしいオリジナルの『卓上門松』を作り楽しんでいただきました。

参加料：800円/人

参加人数：18人（定員16名）



▲創作『卓上門松』製作中

●「地歩璃ミニコンサート」

世界遺産センターの館内BGM「石見の精霊」の作曲者の藤田勉様と、歌手のいわきりれいこ様のユニット「地歩璃」による石見銀山をテーマにしたオリジナル曲の発表会を開催しました。

日 時：平成26年8月23日（土） 内覧会 18:00～

8月24日（日） 一般の部（午前の部 11:00～ 午後の部 13:30～）



Ⅲ. 教育・普及業務の概要

1. 体験学習イベント・定期講座の開催

■ 『タケノコ採り大作戦』 Part 1 (孟宗竹編)

実施日：平成 26 年 4 月 26 日 (土) 10:00～13:00

参加者：19 名



▲Part1 (孟宗竹編) 参加者のみなさま

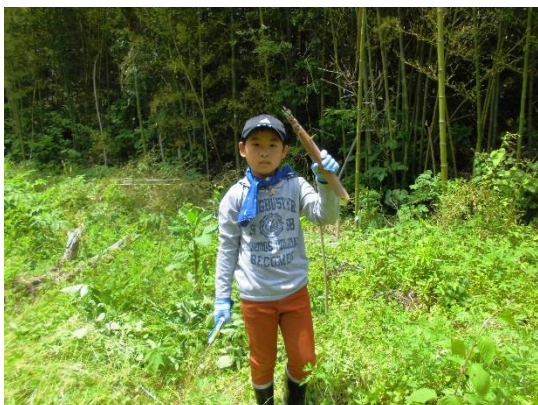


▲タケノコ (孟宗竹) を掘り出す参加者

■ 『タケノコ採り大作戦』 Part 2 (ハチク編)

実施日：平成 26 年 6 月 1 日 (日) 10:00～13:00

参加者：27 名



▲タケノコ (ハチク) を採った参加者の様子



▲Part2 (ハチク編) 参加者のみなさま

○概要

石見銀山周辺には沢山の竹が生い茂っています。そこで大森町銀山地区と仙ノ山石銀地区の2箇所において「タケノコ採り大作戦」のイベントを実施しました。

竹は成長が速いため、この時期のタケノコ採りは非常に大切な保全活動となります。竹に成長してからでは伐採するのに手間と時間がかかってしまうため、タケノコのうちに収穫することで遺跡の保護と山の恵みをいただくことの両方が体験できます。天候にも恵まれ沢山のタケノコが採れました。

■古文書から知る石見銀山

古文書を解読しながら石見銀山について学んでいく講座を、初級、中級、上級の3つのコースを設けて毎月実施しました。

○実施状況

日 時：毎月第2木曜日、全12回（初級・中級）

毎月第3木曜日、全12回（上級）

参加人数：初級コース 24名（講師：矢野健太郎）

中級コース 11名（講師：小杉紗友美）

上級コース 8名

概 要

初級コースは、講義形式で実施し「九州道の記」をテキストに、くずし字の解読のコツを学びながら、「九州道の記」に記された戦国末期の社会や文化、西日本の各都市の状況についてもとりあげました。

中級コースでは、「熊谷家文書」をメインテキストに石見銀山や大森町に関する様々な題材をとりあげ、演習形式で解読しながら、当時の歴史的背景や経緯についても学びました。

上級コースは、受講生のためのサロン形式で、石見銀山に関する江戸時代の概説書を輪読しました。



古文書から知る石見銀山（中級コース）

IV. 石見銀山遺跡関連事業の概要

1. 重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業

■概要

平成26年度は、大田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の指導を得ながら、大森銀山地区では3件の修理、温泉津地区では2件の修理を行いました。

■大森銀山地区

① 羅漢寺本堂 KeW41 (社寺 No. 31)

羅漢寺は、羅漢町の市道大森線に東面して境内地を構える真言宗寺院である。本堂は境内の中央に位置し、五間四方の規模で正面に一間の向拝がつく。正面側の縁がコンクリート製に改修され、正則面の建具が蔀度・舞良戸からアルミサッシに替えられていた。また、瓦の経年劣化により生じた雨漏りが原因で軒廻りが腐朽し、縁廻りのコンクリートに亀裂が入るなどの損傷が生じていた。今回の修理は、屋根葺き替え、構造材の補強・補修し、建具や縁廻りについては古写真を参考に復元整備を行った。



修理前



竣工

② 松原家土蔵[道具蔵] SyE14 (No. 246)、③松原家土蔵[旧酢蔵] SyE14 (No. 247)

松原家は、昭和区の市道大森市街線に面する町屋で、観世音寺の下手に位置する。道具蔵と酢蔵は、主屋の裏側に位置し、中庭を取り囲む形で建つ。両土蔵は寛政12年(1800)の大火後の建築である。両土蔵は元々独立して建てられ、後に廊下を渡して二階で繋ぎ、その下部の一階に出入口(通用門)を設けたと考えられる。なお、旧酢蔵は西側の桁行方向が切り縮められ規模を縮小している。両土蔵ともに外壁が痛み、屋根瓦の葺き乱れが生じていた。特に酢蔵は軒裏ケラバの欠損が著しかった。今回の修理は、現状修理を基本とし、両土蔵とも雨仕舞養生のため腰壁部分を縦板張りとし、腰より上部は履歴に従い白漆喰とした。ただし、旧酢蔵の切り縮めて出来た西側妻壁は、痕跡を示すため中塗り仕上げとした。



温泉津地区

① **金崎家主屋 He-06 (No. 76) 木造二階建切妻造棧瓦葺 (延床面積 166.27 ㎡)**

金崎家は、法泉町の市道に面して建つ三軒長屋の形式をもつ町屋である。聞き取りによると建築年代は^{修理前}明治5年(1872)である。利用にともない、^{竣工}三軒長屋を一戸として利用しており、建具はアルミサッシに変更され、外壁もベニヤ板が貼られていた。長年空き家だったため、劣化が著しく、瓦の葺き乱れによる雨漏りや、構造材の腐朽も進んでいた。今回の修理では、活用に併せて三軒長屋に復すこととし、屋根葺き替え、不陸調整、外壁補修、構造材の補修・補強、建具の新調整備を行った。



修理前



竣工

② **岡家主屋 HM-01 (No. 129) 木造平屋建入母屋造棧瓦葺 (延床面積 99.97 ㎡)**

岡家は、市道湯乃街線と県道温泉津港線が交わる北角地で、温泉津の町並みの入り口に位置する。建物は正面玄関側の北棟(右)と南棟(左)の2棟が接続する屋根形状となっている。両棟とも建具がアルミサッシに変更され、北棟では座敷上部で雨漏りが生じ、南棟では土台の腐朽により不陸が生じていた。今回の修理では、屋根葺き替え、構造材の補修・補強、正面開口部の復原、建具整備、南棟については不陸調整をおこなった。併せて、修理に併せ既存のブロック塀を撤去しており、修景事業として板塀を整備した。



修理前



竣工

宗岡家公開活用事業

大田市指定史跡大森代官所地役人遺宅宗岡家を公開活用するため、平成 26 年度～28 年度で保存修理・整備を行っている。

平成 26 年度は、現存する「離れ」と「土蔵」の修理を行うとともに、失われた「蔵前」について痕跡や資料に基づき復原整備した。



修理前（土蔵）



竣工（土蔵・蔵前）



修理前（離れ）



竣工（離れ）

2. 大久保間歩一般公開限定ツアー

平成26年度は、ツアー催行日数129日、ツアー参加者は6,015人で、昨年に比べ10%減となりました。平成20年度にスタートしたツアーも7年が経過し、毎年47都道府県から沢山の方にご参加いただいています。参加人数は1位東京、2位大阪となり、関東方面からの来訪も目立つようになりましたが、兵庫県や関西方面からの参加者は減少しています。しかし、中国5県の参加者は増加しており、交通アクセスが良くなったことの現われと思われれます。今後の課題として、個人はもとより、エージェントに対して石見銀山遺跡に限定せず、大田市内の観光施設との連携も踏まえた団体ツアーの売り込みをすることで集客率のアップを図ることも必要と思われれます。

公開日： 4月～11月及び、3月の金・土・日・祝日（12月～2月末日までは休場）
8月13日（水）・14日（木）の2日間
午前と午後 各2回のツアー（1日4回）

定員： 各回20名（1日80名）

申込先： ㈱石見観光 大田営業所内 大久保間歩予約センター
電話 0854-84-0750 FAX 0854-84-0751
HP <http://www.iwami.or.jp/ginzan/>

○都道府県別 大久保間歩入坑者数（平成25年度～26年度）

	平成25年度	平成26年度	対前年比	
	人数	人数	増減数	増減率
北海道	115	79	-36	-31%
青森	16	5	-11	-69%
岩手	12	8	-4	-33%
宮城	35	20	-15	-43%
秋田	9	2	-7	-78%
山形	10	15	5	50%
福島	15	18	3	20%
茨城	50	43	-7	-14%
栃木	34	28	-6	-18%
群馬	33	37	4	12%
埼玉	220	264	44	20%
千葉	278	208	-70	-25%
東京	926	792	-134	-14%
神奈川	455	508	53	12%
山梨	19	30	11	58%
新潟	45	28	-17	-38%
長野	62	40	-22	-35%
富山	27	34	7	26%
石川	69	44	-25	-36%
福井	40	23	-17	-42%
岐阜	102	36	-66	-65%
静岡	194	115	-79	-41%
愛知	456	303	-153	-34%
三重	89	94	5	6%

	平成25年度	平成26年度	対前年比	
	人数	人数	増減数	増減率
滋賀	109	96	-13	-12%
京都	179	164	-15	-8%
大阪	689	605	-84	-12%
兵庫	488	455	-33	-7%
奈良	100	95	-5	-5%
和歌山	43	40	-3	-7%
鳥取	83	79	-4	-5%
島根	186	295	109	59%
岡山	191	196	5	3%
広島	386	475	89	23%
山口	126	146	20	16%
徳島	38	31	-7	-18%
香川	153	49	-104	-68%
愛媛	105	120	15	14%
高知	23	20	-3	-13%
福岡	230	200	-30	-13%
佐賀	39	17	-22	-56%
長崎	29	26	-3	-10%
熊本	37	21	-16	-43%
大分	29	37	8	28%
宮崎	19	23	4	21%
鹿児島	22	29	7	32%
沖縄	12	12	0	0%
海外	17	30	13	76%
合計	6,644	6,035	-609	-9%

V. 職員及び運営スタッフ（平成26年度）

■石見銀山世界遺産センター

【大田市】

林 泰州（石見銀山課長） 中田 健一（石見銀山課長補佐兼調査整備係長）
青木 俊介（主事） 山手 貴生（技師） 野島 智実（社会教育課兼石見銀山課）

【島根県】

熱田 貴保（世界遺産室主席研究員） 東山 信治（世界遺産室専門研究員）
矢野 健太郎（世界遺産室主任研究員） 小杉 紗友美（世界遺産室嘱託職員）

【指定管理者】

石見交通株式会社

高木 敏治（マネージャー） 山藤 かおり（サブ・マネージャー）
青木 咲実（臨時職員・事務） 長嶺 康典（同・事務・兼大久保間歩管理員補助）
湯川 登（臨時職員・大久保間歩管理員） 飯干 聖史（パート・兼大久保間歩管理員補助）
向田 直美（臨時職員・案内窓口担当） 石橋 富士子（同） 山本 みづき（同5月まで）
神門 愛香（臨時職員・案内窓口担当10月より）
鶴本 久子（パート・案内窓口担当） 曾我 冴美（同） 小原 智美（同7月まで）
和田 薫（パート・案内窓口担当） 大谷 美保子（同）
田平 美佐子（パート・案内窓口担当） 野々村 綾（同）

■大田市教育委員会 教育部 石見銀山課

大國 晴雄（教育長） 田中 純一（教育部長） 林 泰州（石見銀山課長）
中田 健一（石見銀山課長補佐兼調査整備係長） 中尾 裕之（世界遺産係長）
大門 克典（建造物係長） 松下 望美（主任） 小野 将史（主任）
青木 俊介（主事） 生田 光晴（技師） 山手 貴生（技師）
野島 智実（社会教育課兼）
新川 隆（嘱託職員） 尾村 勝（同）
西尾 克己（嘱託職員） 嶋村 徹（同） 和田 勝次（同）
高村 玲子（遺物整理員） 井上 伸子（同） 浅野 美貴（同） 岩谷 雅美（同）

■島根県 教育庁 文化財課 世界遺産室

松本 洋子（室長） 内田 克己（企画員） 榊原 幸春（同） 田原 淳史（同）

■石見交通株式会社

岸田 尊司（常務取締役） 椋木 勝美（常務取締役）
三浦 タツエ（労務課長） 澄川 和宏（経理係長）
佐々木 篤（大田営業所 所長）

■株式会社石見観光

和田 三雄（大田営業所 所長）

VI. 利用案内

■開館時間： 8:30～17:30

■展示室観覧時間： 9:00～17:00（最終受付 16:30）

※3月～11月は30分延長

■休館日： 毎月最終火曜日・年末年始

■観覧料： 一般 300円 小中学生 150円（団体 20名以上 50円引き）

■交通案内

○関東・関西方面から

中国自動車道（落合 JCT 分岐）～ 米子自動車道 ～ 山陰自動車道（出雲 IC）～
国道 9 号線 ～ 県道 31 号線 ～ 石見銀山

※出雲 IC から約 50 km、車で約 70 分

○松江・出雲方面から

山陰自動車道（出雲 IC）～ 国道 9 号線 ～ 県道 31 号線 ～ 石見銀山

※出雲 IC から約 50 km、車で約 70 分

○広島・九州方面から

中国自動車道（千代田 JCT）～ 浜田自動車道（大朝 IC）～ 国道 261 号線 ～
県道 40 号線 ～ 県道 31 号線 ～ 石見銀山

※大朝 IC から約 50 km、車で約 70 分

○益田方面から

国道 9 号線 ～ 県道 31 号線 ～ 石見銀山

※萩・石見空港から約 105 km、車で約 120 分

※車ででの所要時間は、道路の混み具合などにより変動があります。

○関連交通の時刻表

鉄道 … 時刻参照：JR おでかけネット <http://www.jr-odekake.net/>

バス … 時刻参照：石見交通株式会社 HP <http://iwamigroup.jp/>

大田市駅発 < 大森・大家線 > < 川本線 >

仁万駅前発 < 仁万線 >

広島新幹線口発 < 大田・広島線 > 【石見銀山号】

■問い合わせ

石見銀山世界遺産センター 〒694-0305 島根県大田市大森町イ 1597 番地 3

電話：0854-89-0183 Fax：0854-89-0089

HP：<http://ginzan.city.ohda.lg.jp/>

Ⅶ. 各種資料

1. 石見銀山遺跡に関する活動等日誌（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

○2014（平成26）年

□4月

- 4/1～ 消費税8%導入
4/4～ 平成26年度大久保間歩一般公開ツアー（～11/30）
4/10 第1回古文書講座・初級・中級（於：世界遺産センター）
4/17 第1回古文書講座・上級（於：世界遺産センター）
4/22 島根県西部を震源とするM3.8地震発生：大田震度2
4/26 石見銀山・たけのこ採り大作戦（於：清水寺休憩所裏山）
4/29 寸劇「鉾山町のくらし」公演（於：世界遺産センター）

□5月

- 5/3～5/5 仁摩～大森間無料シャトルバス運行
5/8 第2回古文書講座・初級・中級（於：世界遺産センター）
5/15 第2回古文書講座・上級（於：世界遺産センター）
5/23 井戸さんまつり（井戸神社）

□6月

- 6/1 石見銀山・たけのこ採り大作戦（於：仙の山地内 石銀地区）
6/4 中国地方梅雨入り発表
6/7 危険物保安協会ボランティア（於：世界遺産センター周辺除草）
6/12 第3回古文書講座・初級・中級（於：世界遺産センター）
6/19 第3回古文書講座・上級（於：世界遺産センター）
6/22 寸劇「鉾山町のくらし」第3回公演（於：世界遺産センター）

□7月

- 7/1～8/31 『ぎ・ん・ぶ・ら』古代出雲歴史博物館・三瓶自然館ササガ・3館連携イベント
7/2～8/31 「昆布山谷発掘展示」（於：世界遺産センター）
7/2 「石見銀山遺跡とその文化的景観」世界遺産登録記念日（無料開放）
寸劇「鉾山町のくらし」第4回公演（於：世界遺産センター）
7/5～7/6 「7周年登録記念イベント」（於：世界遺産センター）
7/5 「ごうぎん希望の森・石見銀山」（しまね企業参加の森づくり事業）雨天のため中止
7/6 寸劇「鉾山町のくらし」第5回公演（於：世界遺産センター）
7/8 第1回歴史追体験ワークショップ3館会議（於：世界遺産センター）
7/10 第4回古文書講座・初級・中級（於：世界遺産センター）
7/17 第2回歴史追体験ワークショップ3館会議（於：石見銀山資料館）
7/17 第4回古文書講座・上級（於：世界遺産センター）

- 7/20 中国地方梅雨明け宣言
 7/19 「観光ナビ：Wi-Fi」運用開始セレモニー（於：世界遺産センター）
 7/28 第3回歴史追体験ワークショップ3館会議（於：世界遺産センター）
 7/26 造幣博物館 夏休み特別講演「記念貨幣発行50年とお金のよもやま話」
 ~27 講演「大判・小判・丁銀とお金の四方山話」（於：世界遺産センター）
 7/27 古代出雲歴史博物館夏休みイベント参加

□8月

- 8/1 馬路町づくりセンターにて出張体験
 8/7 第5回古文書講座・中級（於：世界遺産センター）
 8/9 「消しゴムでつくるはんこ教室」（於：世界遺産センター）
 8/9~8/10 台風11号接近のため、大久保間歩一般公開限定ツアー中止
 8/13 寸劇「鉾山町のくらし」第6回公演（於：世界遺産センター）
 8/19 「夏の竹細工・水鉄砲づくり」（於：世界遺産センター）
 8/21 第5回古文書講座・上級（於：世界遺産センター）
 8/24 「地・歩・璃」ミニコンサート（於：世界遺産センター）
 8/31 歴史追体験「銀をつくる・はかる・つつむ・おさめる」3館連携イベント

□9月

- 9/4 第4回歴史追体験ワークショップ3館会議（於：石見銀山資料館）
 9/11 第6回古文書講座・初級・中級（於：世界遺産センター）
 9/15 寸劇「鉾山町のくらし」第7回公演（於：世界遺産センター）
 9/18 第6回古文書講座・上級（於：世界遺産センター）
 9/23 「100万人達成記念セレモニー」（於：世界遺産センター）
 9/28 地質研究会（於：世界遺産センター）
 9/29 「ぎ・ん・ぶ・らスタンプラリー」終了

□10月

- 10/9 第7回古文書講座・初級・中級（於：世界遺産センター）
 10/13 寸劇「鉾山町のくらし」第9回公演（於：世界遺産センター）
 10/16 第7回古文書講座・上級（於：世界遺産センター）
 10/20 「石見銀山世界遺産センター」フルオープン記念イベント施設無料開放
 10/25 「早起きは3文のトク」（於：世界遺産センター）
 10/25 イワミムラタ清掃活動（於：水辺公園・お花見広場）
 10/28 休館日：AED普通救命講習（於：大田市消防本部）

□11月

- 10/31~11/1 兵庫県考古博物館古代体験秋まつりイベントに参加
 11/8 「ごうぎん希望の森・石見銀山」（しまね企業参加の森づくり事業）
 11/13 第8回古文書講座・初級・中級（於：世界遺産センター）
 11/18 島根中央高校ボランティア活動
 11/20 第8回古文書講座・上級（於：世界遺産センター）
 11/23 イワミムラタ清掃活動（於：水辺公園・お花見広場）

- 11/24 寸劇「鉾山町の暮らし」第10回公演（於：世界遺産センター）
11/25 休館日：AED 普通救命講習（於：大田市消防本部）

□12月

- 12/1 大久保間歩一般公開限定ツアー催行休止～2月末まで
12/6 「おおだみちくさ日和・かわりミニ門松づくり」（於：世界遺産センター）
12/11 第9回古文書講座・初級・中級（於：世界遺産センター）
12/18 第9回古文書講座・上級（於：世界遺産センター）
12/23 寸劇「鉾山町の暮らし」第11回公演（於：世界遺産センター）
12/30 年末年始休館日

○2015（平成27年）

□1月

- 1/1 年末年始休館日
1/9 第10回古文書講座・初級・中級（於：世界遺産センター）
1/16 第10回古文書講座・上級（於：世界遺産センター）
1/16～1/18 「島根ふるさとフェア2015」に参加（於：広島県立総合体育館）
1/27 休館日：火災通報訓練・人権同和研修（於：世界遺産センター）
1/28 寸劇「鉾山町の暮らし」第12回公演（於：世界遺産センター）

□2月

- 2/9 観光振興に関する意見交換会（於：大田市農村改善センター）
2/12 第11回古文書講座・初級・中級（於：世界遺産センター）
2/15 寸劇「鉾山町の暮らし」第13回公演（於：世界遺産センター）
2/19 第11回古文書講座・上級（於：世界遺産センター）
2/24 休館日：総合消防訓練（於：世界遺産センター）

□3月

- 3/14 山陰自動車道（湯里IC～仁摩・石見銀山IC間）開通
3/12 第12回古文書講座・初級・中級（於：世界遺産センター）
3/15 大森町梅まつり
3/19 第12回古文書講座・上級（於：世界遺産センター）
3/21 寸劇「鉾山町の暮らし」第14回公演（於：世界遺産センター）

2. 関連法規

■大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例

平成19年9月25日

条例第27号

改正 平成20年10月6日条例第29号

平成22年6月22日条例第20号

(設置)

第1条 世界遺産として登録された石見銀山の文化的価値に対する理解を深め、もって市民の文化の振興と向上並びに学術研究の発展及び遺跡の保全活用に寄与するため、大田市石見銀山拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石見銀山世界遺産センター	大田市大森町イ1597番地3

(構成)

第3条 拠点施設は、次の各号に掲げる施設をもって構成する。

- (1) ガイダンス棟
- (2) 展示棟
- (3) 収蔵体験棟
- (4) 駐車場

(指定管理者による管理)

第4条 拠点施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。

(指定管理者の行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 拠点施設の維持管理に関する業務
- (2) 拠点施設の利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金及び観覧料の徴収に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、大田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

業務

(開館時間)

第6条 拠点施設の開館時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 拠点施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 毎月最終の火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(入館の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、拠点施設への入館を拒否し、又

は拠点施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 拠点施設の施設、設備、展示品及び資料等をき損し、汚損し、又は滅失するおそれのある者
 - (2) 他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をしようとする者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、拠点施設の管理上支障があると認められる者
- (遵守事項)

第9条 拠点施設に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 拠点施設の施設、設備、展示品及び資料等をき損し、汚損し、又は滅失する行為をしないこと。
- (2) 指定された場所以外で喫煙及び飲食をしないこと。
- (3) 他の入館者に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) その他拠点施設の管理上必要な指示に違反しないこと。

(利用の許可)

第10条 拠点施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設等の利用の権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は拠点施設の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は第10条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 第10条第2項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の措置を受けたことによって利用者が損害を受けた場合においても、市及び指定管理者は補償の責任を負わない。

(利用料金)

第13条 利用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(観覧料)

第14条 拠点施設の展示室を観覧しようとする者（未就学児を除く。）は、指定管理者に観覧料を納付しなければならない。

2 観覧料は、別表第3に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に、観覧料を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金等の減免)

第15条 指定管理者は、公益上その他特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金又は観覧料（以下「利用料金等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(利用料金等の不還付)

第16条 既に納められた利用料金等は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認め

るときは、市長の承認を得て、これを還付することができる。

(原状回復)

第17条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、直ちに当該施設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第18条 拠点施設の施設等及びその他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第29号）

この条例は、平成20年10月20日から施行する。

附 則（平成22年条例第20号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

施設利用料金

区分	利用料金（1時間につき）
オリエンテーション室	800円
多目的室	200円
体験学習室	200円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、利用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 2 冷暖房設備を利用した場合は、表に掲げる金額の5割相当額を加算した額を利用料金とする。
- 3 利用料金の額には、消費税相当額を含む。

別表第2（第13条関係）

設備利用料金

種別	名称	単位	利用料金	超過時間1時間当たり
音響設備	ワイヤレスマイク	1本1回	700円	200円
映像設備	ビデオプロジェクター	1式1回	4,000円	600円
	CD・DVDプレーヤー	1台1回	2,000円	300円

備考

- 1 午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）の利用区分をもってそれぞれ1回とする。
- 2 利用料金の額には、消費税相当額を含む。

別表第3（第14条関係）

観覧料

区分	単位	金額	備考	
個人	大人	1人につき	300円	高校生以上
	小中学生	1人につき	150円	
団体	大人	1人につき	250円	団体は、20人以上の場合とする。
	小中学生	1人につき	100円	

備考 観覧料の額には、消費税相当額を含む。

■大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年10月7日

教育委員会規則第10号

改正 平成22年11月29日教委規則第12号

（趣旨）

第1条 この規則は、大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成19年大田市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の許可）

第2条 条例第10条の規定により利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を許可したときは、利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（利用後の清掃）

第3条 条例第10条第1項の許可を受けた者は、施設等の利用を終えたときは清掃及び後片付けをした後、指定管理者の検査を受けなければならない。

（利用料金の減額又は免除）

第4条 次の各号に掲げるものは、条例第15条の規定により指定管理者が利用料金から当該各号に定める額を減額し、又は免除（以下「減免」という。）することができる。

（1）大田市石見銀山拠点施設（以下「拠点施設」という。）の利用を促進すると認められるもの 指定管理者が大田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て別に定める額

（2）小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる学校が編成した教育課程に基づく活動と認められるもの 利用料金の額の全額

（3）前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるもの 指定管理者が教育長の承認を得て別に定める額

（観覧料の減免）

第5条 次の各号に掲げるものは、条例第15条の規定により指定管理者が観覧料から当該各号に定める額を減免することができる。

（1）小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒又はこれらに準ずる者で、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧するもの 観覧料の額の全額

（2）前号に掲げるものを引率する教職員 観覧料の額の全額

（3）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者厚生相談所において知的障害者と判定された

者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 観覧料の額の全額

(4) 前号に掲げる者の介護者(原則として介護を受ける者と同じ人数までに限る。) 観覧料の額の全額

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるもの 指定管理者が教育長の承認を得て別に定める額

(利用料金等の減免申請)

第6条 前2条の規定により使用料及び観覧料の減免を受けようとする者は、あらかじめ利用料金減免申請書(様式第3号)又は観覧料減免申請書(様式第4号)を指定管理者に提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。ただし、前条第3号及び第4号に掲げる者並びに同条第5号に掲げる者で指定管理者が教育長の承認を得て別に定めるものについては、この限りでない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月20日から施行する。

附 則(平成22年教委規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

■大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例

平成17年10月1日

条例第172号

改正 平成18年2月21日条例第1号

平成22年6月22日条例第20号

(設置)

第1条 多様な樹木や森林などの自然観察や自然とのふれあいを通して、市民のふるさと意識の醸成を図るとともに、市外からの来訪者に憩いの場を提供するために、石見銀山街道市民ふれあいの森公園

(以下「公園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石見銀山街道市民ふれあいの森公園	大田市大森町イ1597番地3

(指定管理者による管理)

第3条 公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。

(指定管理者の行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 公園の維持管理に関する業務

(2) 公園における行為の許可に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 公園の自然環境を損なうこと。
- (2) 公園をき損し、又は汚損すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲し、殺傷し、又は脅かすこと。
- (4) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (5) 危険物を持ち込み、又はたき火をすること。

(行為の制限)

第6条 公園において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 広告物を表示し、又は宣伝活動をする事。
- (2) 物の販売その他の営業行為をする事。
- (3) 募金その他の勧誘行為をする事。
- (4) 催しもの等を開催すること。

2 指定管理者は、公園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公園の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は同条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 前条第2項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(損害賠償の義務)

第8条 公園の施設又は設備その他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例（平成11年大田市条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第1号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第20号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

■大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第135号

改正 平成22年11月5日規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第172号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、行為許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

(行為の許可)

第3条 指定管理者は、前条の許可をしたときは、行為許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第35号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

■大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例

平成20年3月24日

条例第2号

(設置)

第1条 石見銀山における銀鉱山跡に対する理解を深め、大田市の文化の向上に資するため、大田市石見銀山大久保間歩（以下「大久保間歩」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 大久保間歩の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石見銀山大久保間歩	大田市大森町イ1628番地

(指定管理者による管理)

第3条 大久保間歩の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。

(指定管理者の行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 大久保間歩の維持管理に関する業務

(2) 大久保間歩の入場の許可に関する業務

(3) 入場料の徴収に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、大田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

(開場時間)

第5条 大久保間歩の開場時間は、午前9時から午後5時までの間とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開場時間を変更することができる。

(休場日)

第6条 大久保間歩の休場日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から木曜日までの日

(2) 12月1日から翌年の2月末日までの間

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休場日に開場し、又は臨時に休場日を定めることができる。この場合においては、指定管理者は、その旨をあらかじめ大久保間歩の入口及び石見銀山世界遺産センターに掲示するものとする。

(行為の許可)

第7条 大久保間歩の坑内において、業として写真、映像等の撮影等をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に関し大久保間歩の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(入場の制限)

第8条 大久保間歩は、指定管理者が指定する保安員等の同行がなければ、入場することができない。

2 小学生は、保護者の同伴又は引率がなければ、大久保間歩に入場することができない。

3 小学生未満の者は、大久保間歩に入場することができない。

(遵守事項)

第9条 大久保間歩に入場する者（以下「入場者」という。）は、大久保間歩において次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 立入禁止区域に立ち入らないこと。

(2) 火気を使用し、又は喫煙をしないこと。

(3) 鉱石等を採取しないこと。

(4) 他の入場者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) 職員及び保安員等の指示に従うこと。

(6) その他大久保間歩の管理運営上障害となる行為をしないこと。

(入場料)

第10条 入場者は、指定管理者に入場料を納付しなければならない。

2 入場料は、別表に定める額を上限として、指定管理者が、市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に、入場料を当該指定管理者の収入として收受させる。

(入場料の減免)

第11条 指定管理者は、特別な事由があると認めるときは、市長の承認を得て、入場料を減額し、又は免除することができる。

(入場料の不還付)

第12条 既に納められた入場料は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これを還付することができる。

(損害賠償の義務)

第13条 大久保間歩の施設又は設備その他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(免責)

第14条 教育委員会及び指定管理者は、入場者の過失又は不可抗力の災害によって発生した事故については、その責めを負わない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年条例第20号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表 (第10条関係)

区分	単位	入場料	備考
大人	1人につき	2,000円	高校生以上
小人	〃	1,000円	小・中学生

備考 入場料の額には、消費税相当額を含む。

■大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年3月27日
教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例（平成20年大田市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可)

第2条 条例第7条の規定により行為の許可を受けようとするものは、その行為前7日までに、大田市石見銀山大久保間歩（以下「大久保間歩」という。）における行為の許可申請書（様式第1号）を大田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請に対して石見銀山大久保間歩における行為の許可又は不許可の通知をするものとする。

(入場券の交付)

第3条 指定管理者は、条例第10条に定める入場料の納付があったときは、入場券を交付するものとする。

(入場料の減免及び無料入場証)

第4条 条例第11条の規定により入場料の減免を受けようとする者は、あらかじめ石見銀山大久保間歩入場料減免申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 入場料の減免の対象となる事由は、以下のとおりとする。

(1) 学校教育の行事と認められるとき。

(2) その他大久保間歩の保存、活用のため特に必要と認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の申請に対して減免の決定額を通知するものとする。ただし、観光案内人、文化財調査員など常時大久保間歩に入場する必要がある者については、石見銀山大久保間歩無料入場証（様式第3号）を交付するものとする。

(秩序維持)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、大久保間歩への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある者

(2) 大久保間歩又はその附属設備をき損し、又は滅失するおそれのある者

(3) 前2号に掲げる者のほか、大久保間歩の管理上支障があると認められる者

2 前項により退場を命じられた場合の入場料は、これを還付しない。

(安全対策及び事故発生時の措置)

第6条 指定管理者は、大久保間歩における事故を未然に防止し、安全を確保するため次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 大久保間歩の定期点検パトロール

(2) 避難誘導訓練の実施

(3) 緊急誘導體制の確立

(4) その他安全を確保するため必要な措置

2 万一事故が発生した場合には、人命尊重を第一として次の各号の定めるところにより、迅速かつ的確に措置を講じなければならない。

(1) 人身事故に対する救護及び応急手当の実施

(2) 入場者の避難誘導

(3) 二次災害及び被害の拡大を防止するための作業の実施

(4) 被害者の住所及び氏名並びに被害状況の把握

(管理日誌)

第7条 指定管理者は、管理の現状を明らかにし、その効率的な運用を図るため管理日誌を備え付け、大久保間歩の保全に努めるものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年教委規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

※これらの例規に関する申請様式等は、大田市のHP から閲覧、ダウンロードすることができます。



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

国際連合教育科学
文化機関(ユネスコ)



Iwami Ginzan Silver Mine and
its Cultural Landscape
Inscribed on the World Heritage List in 2007

石見銀山遺跡とその文化的景観
2007年世界遺産一覧表記載

ユネスコの精神は平和と人権尊重です



島根ふるさとフェア 2015

銀さがし (ゆり盆体験)

表紙写真

寸劇「銀山町のくらし」